

令和3年第8回大町町議会（定例会）会議録（第1号）						
招集年月日	令和3年12月6日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開会	令和3年12月6日	午前9時30分	議長	三谷英史	
	散会	令和3年12月6日	午前9時54分	議長	三谷英史	
応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 7名 欠席 1名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	三谷英史	○	5	三根和之	○
	2	藤瀬都子	△	6	武村妃呂子	○
	3	山下淳也	○	7	諸石重信	○
	4	鶴崎敏彦	○	8	中山初代	○
会議録署名議員	6番	武村妃呂子	7番	諸石重信		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	坂井清英	書記	田島宏隆		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町長	水川一哉	副町長	内田学		
	会計管理者	井上精一	教育長	船木幸博		
	総務課長	岩瀬重義	総務課参事	副島徳二郎		
	企画政策課長	古賀 壯	生活環境課長	井原正博		
	町民課長	西森明広	子育て・健康課長	森 ゆかり		
	福祉課長	宮崎貴浩	農林建設課長	高田匡樹		
	教育委員会事務局長	藤瀬善徳				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和3年12月6日

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案等の報告及び一括上程
- 日程第4 提案理由の説明

午前9時30分 開会

○議長（三谷英史君）

ただいまの出席議員は7名、欠席議員1名でございます。欠席議員は2番藤瀬都子議員。欠席届が提出されております。定足数に達しておりますので、令和3年第8回大町町議会定例会1日目は成立いたしました。これより開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

今期定例会において、地方自治法第121条の規定により、議案説明のため町長、副町長、教育長、各課長及び局長の出席通知がありましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

閉会中の議会に関する諸報告は、別紙配付の報告書のとおりでございます。

以上で諸報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三谷英史君）

日程第1. 会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、6番武村議員、7番諸石議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（三谷英史君）

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、別紙配付の会期日程表のとおり、本日から12月15日までの10日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から12月15日までの10日間と決定いたしました。

日程第3 議案等の報告及び一括上程

○議長（三谷英史君）

日程第3. 今期定例会には、告知のとおり町長提出の議案10件、陳情2件がございます。事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

ただいま朗読させました議案第48号から議案第57号までを一括上程し、これより議題といたします。

日程第4 提案理由の説明

○議長（三谷英史君）

日程第4. これより議案の提案理由の説明を町長より行います。水川町長。

○町長（水川一哉君）

皆さんおはようございます。令和3年第8回大町町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には、時節柄、何かと御多用の中、御参集賜り厚くお礼を申し上げます。

今議会に提案します各議案の提案理由を申し上げる前に、一言御挨拶を申し上げます。

このたびは一連の騒動で、町民の皆様、そして、関係各位の皆様にご心配、お騒がせをしておりますこと、誠に申し訳なく思っております。先日の記者会見や臨時議会で申し上げましたとおり、繰り返しになりますが、私が特定の業者に特段の便宜を図ったことはありませんし、ましてや、その見返りを要求したり、金品をもらったりしたということは一切ありません。全くの事実無根でございます。

今後の手続、スケジュールなど、見当はつきませんが、捜査機関の要請には全面的に協力をし、身の潔白を説明させていただきたい。そして、公務に支障がないようしっかり責務を

果たしていく所存ですので、皆様には今後の状況を見守っていただきたく、切にお願いを申し上げます。改めまして、御心配、お騒がせをしておりますこと、おわびを申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が日本で初めて確認されてから2年がたとうとしております。それ以降、感染拡大が止まらず、国内では一時は1日に2万5,000人を超える感染者が報告をされました。現在の累計はおよそ172万人とされていますが、新型コロナワクチン接種が全国的に進み、最近では全国でも1日百数十人にまで減少をしております。

大町町でも町内医療機関の御協力の下、ワクチン接種を積極的かつ迅速に進め、12月1日時点で2回目が終わった方は対象者の85%を超えています。今後は3回目接種、すなわちブースター接種に移っていきますが、12月に入り、既に医療従事者の方々には順次接種券をお送りしており、1月からは一般の方々にも3回目接種券を送付していくこととしております。もちろん、まだ未接種の方への対応も進めてまいります。できるだけ多くの方に接種していただくことにより、集団免疫を獲得し、打ちたくても打てない人たちや接種対象にない子供たちへの感染リスクを少しでも低減し、感染から守っていくことができたらと考えております。

ただ、新たな変異株、オミクロン株が日本でも確認されており、予断を許さない状況であります。引き続き、今、私たちにできるコロナ禍での新たな生活様式を徹底し、感染予防に努めていくことが肝要かと考えております。

そしてまた、今年は一昨年に続き、8月の大雨で中島地区や下瀧地区、そして、大黒町、恵比須町をはじめ、一昨年を上回る浸水被害に見舞われ、2年間で2度という大惨事に大きな衝撃を受けました。認定された住家被害は、町内で床上浸水、床下浸水合わせて340戸を数え、商店街や農業でも深刻な被害を被りました。

被害者のほとんどの方々が一昨年に続いての被災となり、本当に悔しさ、無念さ、心折れそうになりながらも懸命に頑張っておられる姿に胸が締めつけられる思いであります。心からお見舞いを申し上げます。

そのような中で、一昨年に続き、多くのボランティア、NPO、支援団体などの皆様に温かい御支援をいただいております。心強く、この場をお借りし、心から感謝を申し上げます。町としましても、国や県と共に被災された方々にできる限りの御支援をさせていただきたい、そういう思いでいっぱいです。

現在、令和元年の災害を踏まえ、国、県が連携して行う河川激甚災害対策特別緊急事業

「六角川水系緊急治水対策プロジェクト」、いわゆる激特事業がおおむね5か年事業として着手されています。六角川水系である六角川、牛津川合わせて約418億円の事業費となっています。

また、佐賀県では副知事をトップとして、国や市町との連携強化を目指し、「内水対策プロジェクトチーム」が設置され、もしもへの対応という意味から、プロジェクトI Fとして具体的な施策が計画されています。

大町町としましても、令和元年度災害復興が道半ばではありますが、令和3年度災害復旧事業査定後はスピード感を持って復旧・復興を目指しながら、具体的な事業として下潟排水機場のポンプ増強や防水対策、浸水地域へのポンプ増設、下流域の河道掘削の延長や流下速度を上げるためのヨシ、雑木等の除去などを強く要望しており、今後、短期的、中期的、長期的、それぞれにできること、やらなければならないこと、これまでの国主導の計画の抜本的な見直しを含め、国、県にも地元の意見を反映していただくよう要請しながら、積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。

詳細は、複数の議員の皆様から一般質問の通告があつておりますので、その折に説明させていただきます。

いずれにしましても、大町町だけの問題ではなく、近隣市町連携して流域治水に取り組むとともに、国、県、そして、議員の皆様方の知恵、提案をいただきながら、チーム大町として英知を結集し、オール大町で課題に取り組んでいかなければならないと考えております。御理解方、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、各議案について説明を申し上げます。

今定例会に提案します議案につきましては、さきに告知のとおり、条例案件5件、各会計別の補正予算案件2件、過疎地域持続的発展計画の策定案件1件、一部事務組合の規約変更案件2件の10件でございます。

これより提案理由を申し上げます。

議案第48号 大町町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

本議案につきましては、大町町職員が不妊治療、または不育症に対する治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合に、特別休暇を与えることができることとするため、所要の改正を行うものでございます。

議案第49号 大町町工業振興臨時措置条例の一部を改正する条例について。

本議案につきましては、令和3年3月末で大町町過疎地域自立促進計画が期限を迎え、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、課税免除の対象となる事業所の範囲などが拡充されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第50号 大町町企業立地の促進に関する条例の一部を改正する条例について。

本議案につきましては、別表中の雇用奨励金の交付要件について、町内外を問わず、大町町に移住・定住しやすい環境を整備するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第51号 大町町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

令和4年1月1日より産科医療補償制度が見直され、当該制度の掛金が1万6千円から1万2千円に引き下げられること、及び社会保障審議会医療保険部会において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額について42万円を維持すべきとされたことを踏まえ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号）が令和3年8月4日に公布されたため、大町町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

議案第52号 大町町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）が令和3年6月11日に、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第253号）が令和3年9月10日に公布され、国民健康保険税の改正部分については令和4年4月1日から施行されるため、改正するものでございます。

改正内容については、国民健康保険税の未就学児分の均等割額を5割減額するものでございます。

議案第53号 令和3年度大町町一般会計補正予算（第8号）について。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ15億3,711万6千円を追加し、予算総額は81億2,467万1千円となっております。

歳入の主なものにつきましては、普通交付税1億2,783万5千円、道路災害復旧費国庫補助金2,668万円、佐賀県農業用機械等被災者支援事業補助金5,674万円、農業用施設災害復旧費県補助金11億6,202万7千円、農林水産施設災害復旧事業債4,480万円などを追加しております。

歳出の主なものにつきましては、障害者自立支援給付費3,207万円、農業用機械等被災者支援事業補助金1億1,348万1千円、道路災害復旧事業費4,551万9千円、農業用施設災害復

旧事業費12億3,074万1千円、農林地災害復旧工事2,035万3千円などを追加しております。

議案第54号 令和3年度大町町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,673万2千円を追加し、予算総額は10億3,133万7千円となっております。

歳入につきましては、国民健康保険税を725万4千円減額し、県支出金5,391万1千円、繰越金7万5千円を追加しております。

歳出につきましては、保険給付費4,665万7千円、諸支出金7万5千円を追加しております。

議案第55号 大町町過疎地域持続的発展計画について。

本議案につきましては、令和3年3月末で過疎地域自立促進特別措置法が期限を迎え、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、大町町過疎地域持続的発展計画を別冊のように定めることについて議会の議決をお願いするものでございます。

議案第56号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組規約の変更について。

本議案につきましては、多久小城医療組合を佐賀県市町総合事務組合に加入させ、議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加させること及び神埼市・吉野ヶ里町葬祭組合を退職手当の支給に関する事務の共同処理に参加させるため、同組規約を変更する必要があることから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第57号 杵東地区衛生処理場組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更について。

杵東地区衛生処理場組合を組織する武雄市が令和4年3月31日をもって脱退し、また、新施設の建設に伴い同組合の規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の協議により、これを定めた後、県知事の許可を受けることとされております。このため、その協議について同法第290条により議会の議決を求めるものでございます。

以上10議案、よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（三谷英史君）

以上をもちまして提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。
議事進行についての御協力、誠にありがとうございました。

午前 9 時 54 分 散会